

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人山梨県計量協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県笛吹市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、県民への計量思想の普及啓発、県内事業者の計量に関する知識及び技術の向上並びに県内外の計量界の情報交換及び交流の促進を図り、もって広く適正な計量を実現し、山梨県の産業経済の発展、県民文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 計量思想の普及啓発
- 二 計量に関する調査、研究及び指導
- 三 計量に関する情報の収集及び提供
- 四 計量技術及び計量管理の研究及び指導
- 五 計量に関する講演会、講習会、研修会及び見学会の開催
- 六 計量関係功労者等の表彰
- 七 関係行政機関及び関係団体との協調及び連携
- 八 指定検査機関の業務
- 九 前各号に掲げるものの他当法人の目的を達成する為に必要な事業

(公 告)

第5条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、山梨日日新聞に掲載する方法による。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員(以下「会員」という。)とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する社員とする。

2 正会員は次の者をいう。

一 計量機器、測定機器、分析機器等を製造し、修理し、販売し、若しくは使用する個人及び法人等又は計量法に基づく認定事業者若しくは適正計量管理事業所である法人とする。

二 計量士

3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対しその権利を行使する1人の者(以下『会員代表者』という)を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費の納入)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退社及び会員資格の喪失)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失する。

- 一 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- 二 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- 三 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- 四 督促後、なお前条に定める経費を1年以上納入しないとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- 一 本会の定款又は規則に違反したとき。
- 二 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行なう社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び

招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもっておこなう。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもっておこなう。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において当該正会員は総会に出席したものとみなす。

4 社員総会の招集にあたって、社員総会に出席できない正会員があらかじめ通知された事項について書面によって議決権を行使できるとされた場合は、当該書面によって行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 20 条 この法人に次の役員を置く。

一 理事 4 名以上 20 名以内

二 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、会長以外の理事のうち 2 名以上 5 名以内を副会長とし、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第 9 1 条第 2 項に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事を言う。以下同じ）とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、会長、副会長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において必要な場合は別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を掌理し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

(旧 4 号削除)

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 20 条の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数を以て行わなければならない。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会で定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役)

第 27 条 この法人の任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

一 顧問 3 名以内

二 相談役 3 名以内

2 顧問及び相談役は理事会の決議によって、正会員の中から選任する。

3 顧問及び相談役の解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、この法人の重要事項について、会長から諮問された事項、またはこの法人の運営に関して参考意見を述べることができる。

5 相談役は、会長の諮問に応じ、またはこの法人の事業に関して参考意見を述べることができる。

6 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行なう。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務執行の監督
- 三 代表理事、会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 四 顧問及び相談役の選任及び解任

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で、2回以上行なう。

(議長)

第31条 理事会の議長は代表理事として会長が務める。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位により副会長が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 部会、従たる事務所及び委員会

(部会、従たる事務所及び委員会)

第35条 この法人は、第4条に掲げる事業を行なうため部会及び委員会を、地域別に従たる事務所を設けることができる。

2 部会、委員会及び従たる事務所の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第8章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 その他の職員は会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第 37 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 三 許可、認可等及び登記に関する書類
- 四 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- 五 定款に定める機関の議事に関する書類
- 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- 八 予算書及び決算書
- 九 事業計画書及び事業報告書
- 十 その他必要な帳簿及び書類

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得て変更することができる。

(解 散)

第 42 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 11 章 雑 則

(慶弔規定)

第 43 条 慶弔に関する規定は別に定める。

(出張旅費規定)

第 44 条 出張旅費に関する規定は別に定める。

第 12 章 附 則

(最初の事業年度)

第 45 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(設立時会員)

第 46 条 当法人の設立時における会員(一般法人法における社員)は以下のとおりとする。

井出好久、板山武広、若尾明彦、田中好輔、村尾 裕、
丸茂紀彦、藤波 昇、清水健次、清水康人、陣内新平、
諸平秀樹(順不同)

この定款の変更は、令和 6 年 6 月 19 日から施行する。